

亀山市民の健康づくりの推進に向けた包括的事業連携に関する協定書

亀山市（以下「甲」という。）と全国健康保険協会三重支部（以下「乙」という。）は、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、亀山市民（以下「市民」という。）の健康づくりの推進に向けた取り組みを通じて、市民のより一層の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- （1）市民の健康づくりの推進に関すること。
- （2）特定健康診査及びがん検診等の受診促進の取り組みに関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲、乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の有する秘密とすべき情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（協定書の有効期間）

第4条 本協定の有効期限は、この締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了1か月前までに、甲又は乙より終了の申出がない場合は、1年間有効期間を延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結の確実を証するため、協定書を2通作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各々その1通を保有するものとする。

令和5年2月27日

甲：三重県亀山市本丸町577番地

亀山市

亀山市長



乙：三重県津市栄町4丁目255番地 津栄町三交ビル

全国健康保険協会

三重支部 支部長

